

## 中国海軍の軍艦による尖閣諸島接続水域入域に関する抗議決議

石垣市の行政区域である尖閣諸島は、明治28年（1895年）日本政府が国際法上正当な手段で日本の領土に編入し、歴史的にも日本固有の領土であることは明らかであり、現に我が国はこれを実効支配している。

平成24年（2012年）以降、尖閣諸島の海域に中国公船による領海侵犯や接続水域内への侵入が激増し、繰り返されている。そしてついに去る6月9日には中国海軍の軍艦が初めて尖閣諸島接続水域に入域した。このことは尖閣諸島を行政区域にかかえる石垣市民はもとより沖縄県民に強い衝撃と不安を与え、漁業者へ大きな不安と恐怖をもたらしている。

これは明らかに東シナ海の安全保障上の均衡を、武力を背景に変更を迫る行為であり、尖閣諸島強奪にむけた動きとも捉えられる。

よって当市議会は、市民の生命財産を守り、安心安全を取り戻すべく中国海軍の軍艦による尖閣諸島接続水域入域に強く抗議する。

以上、決議する。

平成28年6月20日

石垣市議会

あて先

中華人民共和国国家元首 中華人民共和国駐日本国特命全権大使